

指定通所介護事業所の看護職員配置に係る Q&A

問1 指定通所介護事業所に看護職員の配置は必要か

サービス提供日には必ず、専従の看護職員を配置しなければなりません。

☆看護職員の配置の基準

指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる(※)看護職員が1以上となるために必要な数

(東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第17条第二項)

※専ら当該指定通所介護の提供に当たる

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間(指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

(東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領第2-2-(4))

☆指定通所介護の具体的取扱方針(抄)

常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定通所介護を利用者の希望に沿って適切に提供すること。

ただし、下記の場合においてそれぞれ条件を満たす場合に限り、看護職員の配置があるものとします。

- (1) 同一敷地内又は隣接する敷地内等の同一法人が運営する他事業所(以下、「同一敷地内他事業所」という。)との兼務において、下記条件を全て満たす場合
- (2) 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携によって下記条件を全て満たす場合

<条件>

- 看護職員が当該指定通所介護事業所内でサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認等を行うこと。
- 提供時間帯を通じて、同一敷地内他事業所及び病院、診療所又は訪問看護ステーションと密接かつ適切な連携(問2参照)を図っていること。

※ 上記(2)の場合、連携先として認められるのは病院、診療所又は訪問看護ステーションに限られます。それ以外の介護サービス事業所等や自宅待機等は認められません。

問2 「密接かつ適切な連携」とはどのようなものか

「密接かつ適切な連携」とは、当該指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することをいいます。

問3 看護職員はサービス提供時間帯を通じて専従する必要があるのか

看護職員はサービス提供時間帯を通じて専従する必要はありませんが、提供日ごとに当該事業所において利用者の健康状態の確認等を行う時間帯は専従が必要です。

また、問1(1)及び(2)において、当該看護職員がサービス提供時間帯に不在になる時間帯がある場合は、当該指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携(問2参照)が図られるような体制を確保してください。

なお、問1(2)を除き、上記の体制が確保されている場合に限り、当該看護職員は、当該指定通所介護事業所において他の職種を兼務することができます。(勤務形態一覧表には、**看護職員及び兼務する他職種の従事時間をそれぞれ明確に分けて記載してください。**)

問4 利用者の健康状態の確認等にはどのくらいの時間が必要か

利用者数、利用者的心身の状況等のさまざまな事情によって、必要とされる看護職員の業務量は異なります。利用者全員に対して適切に健康状態の確認等が行える業務量を把握し、それに応じた時間としてください。

問5 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携によって確保した看護職員は、加算要件で求められる人員配置に含めてよいか

連携により確保する看護職員は、あくまでも「配置しているものとみなす」とされているだけであるため、実際に配置されているわけではありません。したがって、当該看護職員によって加算を算定することはできません。

問6 同一敷地内他事業所との兼務による看護職員の配置について留意する事項は何か

当該看護職員が同一敷地内他事業所で勤務する時間中に必要があった場合の、事業所に駆けつけることのできる体制や適切な指示を受けられる体制について、具体的な運用方法をあらかじめ取り決めてください。

問7 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携による看護職員の配置について留意する事項は何か

病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携で確保した看護職員により配置を行う場合、特に以下の点に注意してください。

- (1) 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携は、協定書等の文書の取り交わしにより行うこと。
- (2) 訪問看護ステーションの看護職員が当該指定通所介護事業所内で業務を行う時間は、当該指定訪問看護事業所の看護職員としての勤務時間に含めることはできないこと。

なお、協定等の具体的な内容は個別の事情により異なりますが、例として以下の項目について明記する必要があります。

- ア 協定先の事業所名
- イ 提供日ごとに当該指定通所介護事業所において、利用者の健康状態の確認を含め必要な業務を行う旨
- ウ 連携で配置される看護職員の当該指定通所介護事業所における従事日及び勤務時間
- エ サービス提供時間帯を通じて、必要があった場合に看護職員が駆けつけることができる体制並びに協定先の病院等から適切な指示を受けられる連絡体制を確保する旨及びその具体的な運用方法
- オ 当該協定等に関して利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- カ その他協定等の適切な実施の確保に係る必要事項

問8 事業所に駆けつけることができる体制とは、どの程度離れた距離を想定しているのか

事業所に駆けつけることができる体制に係る各事業所間の距離については、地域の実情に応じて異なるため、一概に示すことはできません。

問9 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携により確保した看護職員が提供日ごとに当該指定通所介護事業所において利用者の健康状態の確認等を行った際、当該看護職員の氏名や業務内容が分かる記録は必要か

必要です。病院、診療所又は訪問看護ステーションとの協定内容等が確実に履行されたことが分かる記録(※)を当該事業所内で保管してください。

※協定内容等が確実に履行されたことが分かる書類

- ア 当該看護職員の氏名等及び勤務時間が記載された勤務形態一覧表
- イ 当該看護職員の勤務実績が分かる書類(タイムカード等)
- ウ その他協定内容に応じて記録が必要と認められる書類

問10 勤務形態一覧表を作成する際に注意する点はどのようなことか

以下の点に注意して作成してください。

(1) 同一敷地内他事業所の看護職員が兼務する場合

勤務形態一覧表に当該看護職員の氏名、勤務時間等を記載し、備考欄に「同一敷地内〇〇〇(事業名等)兼務」と記載してください。

(2) 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携により看護職員を確保する場合

- ア 当該看護職員の氏名及び勤務時間を記載すること。
- イ 複数の看護職員が交代制となっており、氏名が特定できない場合は、氏名欄に「連携職員」と記載すること。
- ウ 備考欄に、看護職員の所属する連携先事業所の名称を記載すること。

※看護職員に変更があった場合の変更届は提出不要ですが、各事業所で資格証の写し及び協定書等を適切に保管してください。

問11 連携で配置される看護職員が当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員として兼務することはできるか

病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携による配置が認められるのは看護職員に限られるため、連携によって機能訓練指導員を配置することはできません。

問12 看護職員を労働者派遣により確保する場合に事業所で保管する必要がある書類とは何か

必要書類は下記のとおりです。

- ア 法人間での労働者派遣契約が締結されていることが確認できる基本契約書等
- イ 当該指定通所介護事業所に派遣される人員が特定できる個別契約書等
- ウ 当該指定通所介護事業所に派遣される人員の資格証
- エ 派遣により配置された看護職員の勤務実績が確認できる書類(タイムカード等)

なお、新規指定申請の際は、上記ア～ウの提出が必要です。

(東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当)